

平成 24 年度食品安全委員会運営計画

(平成 24 年 3 月 22 日食品安全委員会決定)

第 1 平成 24 年度における委員会の運営の重点事項

(1) 事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 3 条から第 6 条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び同法第 2 章に定める施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」（平成 21 年 3 月 26 日委員会決定）に基づき委員会の業務の改善を着実に進める。

(2) 重点事項

① 食品健康影響評価の効率的な実施に向けた体制の整備

食品健康影響評価を効率的に実施するため、専門調査会の連携の強化、評価に必要な情報収集の効率化及び事務局体制の強化を図る。

② リスクコミュニケーションの効果的な実施

リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、消費者庁等関係府省、地方公共団体、マスメディア、関係団体及び地域の専門家との連携強化を図る。

③ 調査・研究の重点化

食品の安全性の確保に関する調査・研究事業について、食品健康影響評価をはじめ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して実施する。

④ 情報収集の効率化

食品健康影響評価の実施に必要な情報を効率的に収集できるよう、電子ジャーナルの積極的な活用、国内外の研究機関との連携強化を図る。

⑤ 緊急時対応の強化

東日本大震災への対処の経験等を踏まえ、不断に緊急時対応の強化を図る。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

平成24年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じて、以下に掲げる方策を活用し、専門調査会における食品健康影響評価を効率的に実施する。

① 特定の評価事案については、委員会や専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置

② 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、

(ア) 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議

(イ) 関係する専門調査会を合同で開催

③ 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、効率的に調査審議

(4) 専門調査会の連携の確保

案件に応じ、委員及び専門委員の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。

(5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、リスク管理機関との連携を確保するため、関係府省連絡会議等を定期的に行う。

(6) 事務局体制の整備

評価の精緻化・高度化・迅速化、幅広い評価対象への対応、国際対応の効率化、評価案件数の増加への対応、緊急時における迅速な評価の実施等の観点から、事務局体制の強化に向けた検討を行う。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) 平成23年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行う。専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで調査審議を中断することとする。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成24年度においては、農薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方をまとめる。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

平成24年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の実施

平成23年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の

終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。

① 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成１６年度決定）

リスクプロファイルが作成された８案件については終了する。

② 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定）

化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。

③ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成１９年度決定）

データが収集されていない国の評価の取扱いについてプリオン専門調査会において対応する。同専門調査会の調査審議が終了した２ヶ国分について委員会で調査審議を行う。

④ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成２０年度決定）

化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う。

⑤ 「オクラトキシンＡに関する食品健康影響評価」（平成２０年度決定）

かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う。

⑥ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成２１年度決定）

研究事業などを活用して、評価に必要な情報の収集を進める。

⑦ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」（平成２２年度決定）

化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。

（３）「自ら評価」の結果の情報発信

① 「自ら評価」の評価結果について

平成２４年度内に評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。

② 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて

平成２４年３月の食品安全委員会においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。

ファクトシートやＱ＆Ａを作成するとされた事項以外についても、案件の選

定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。

リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果の活用状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対策を図る。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成24年4月及び10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニター470名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。

また、食品安全に関する意識等を的確に把握するために、平成24年7月及び平成25年2月を目途に調査を実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成24年度における食品健康影響評価技術研究課題については、4月に開催する研究運営部会及び調査・研究企画調整会議において、平成24年度の新規課題案の選定及び調査の課題案との調整を行い、委員会において新規課題を決定する。また、平成25年度の新規課題については、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）に基づき、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、別紙3に掲げるスケジュールで新規課題を決定する。

公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよ

う周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

（２）事後評価の実施

平成２３年度に終了した研究課題については、平成２４年７月に得られた研究成果報告の審査を踏まえ、事後評価を実施する。また、得られた研究成果を普及するため、１０月に発表会を開催するとともに、ホームページで公表する。

（３）中間評価の実施

平成２４年度の新規採択課題を含め平成２５年度に継続実施する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう、平成２４年１１月に進捗状況調査を行うとともに、平成２５年２月に中間評価を実施する。

（４）実地指導

研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心に平成２４年１１月に実地指導を行う。

（５）連絡調整会議等の開催

食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成１７年１月３１日関係府省申合せ））等を必要に応じて開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

２ 食品の安全性の確保に関する調査の推進

（１）食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成２４年度における食品安全確保総合調査対象課題については、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、４月に開催予定の調査・研究企画調整会議において、先に開催された調査選定部会において選定された調査の対象課題案と、研究の対象課題案との調整を行い、委員会において決定する。

（２）食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

第6 リスクコミュニケーションの促進

1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催

食品健康影響評価に関する意見交換会について、国民の関心の高い案件、科学的な考え方・プロセスについて説明する必要性の高い案件を中心に、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定）を踏まえ、年度内に行われた食品健康影響評価の結果に関するものについては当該評価の意見・情報の募集期間中に、地方公共団体等との共催によるものについては共催する地方公共団体等と調整の上で開催する。

開催形式としては、講演会のほか、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式、少人数のグループによる意見交換方式など効果的な形式を採用する。

意見交換会で使用した資料等については、意見交換会の参加者以外にも効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等で情報提供を行う。

2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的实施

(1) ホームページ等による情報提供

「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向」（平成21年9月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定）を踏まえて情報提供に取り組む。

① ホームページ

必要な情報を迅速に掲載、更新するとともに、閲覧者が必要な情報をスムーズに閲覧できるよう、平成23年度に実施したアンケートの結果も踏まえ、情報の整理を図る。

② メールマガジン

メールマガジンを週1回配信するとともに、食品危害発生時は臨時のメールマガジンを配信する。

③ 季刊誌

国民の関心が高い事項について季刊誌を年4回発行し、地方公共団体や図書館等に配布する。

④ パンフレット

食品安全委員会パンフレットについて、最新の情報に改訂する。

(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化

国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等関係者との間で勉強会や懇談会等を年3～4回行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。

(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応

食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応するとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式として委員会に報告し、ホームページに掲載する。

3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、実施時期について主催する団体と調整した上で、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナール等の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用して、リスク分析の考え方や食品の安全性についての科学的知識等について広く普及啓発を実施する。

4 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行い、特に意見交換会の開催については、消費者庁をはじめとした関係府省と緊密に連携する。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、消費者庁をはじめとした関係府省と連携して平成24年11月を目途に、地方公共団体（都道府県、保健所設置市、政令指定都市、中核市及び特別区）との連絡会議を開催する。

また、国民の関心が高い食品健康影響評価が行われた際には、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体、消費者団体及び地域の専門家と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

さらに、地域での意見交換会の実施の際には、「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者の協力を得て効果的に推進するとともに、地域においても食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが自立的に展開されるよう、メールボックスを活用した同受講者に対する情報提供を実施する。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を、平成24年4月～10月（実務研修）、11月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、リスク管理機関や消費者庁と連携し、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）、「ハザード報告シート」等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等とのネットワークを構築・活用し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

平成24年度においては、以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員

及び事務局職員を派遣する。

平成24年4月	コーデックス委員会	残留農薬部会
6月	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA)	
9月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR)	
11月	コーデックス委員会	食品衛生部会
12月	リスク分析学会	
平成25年3月	米国毒性学会	
3月	コーデックス委員会	汚染物質部会
3月	コーデックス委員会	食品添加物部会

また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

(2) 海外の研究者等の招聘

平成24年度においては、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

(3) 海外の食品安全機関等との定期会合の開催

平成24年度においては、食品安全委員会と協力文書を締結している外国政府機関（欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ））との定期会合を開催する。また、必要に応じて、その他外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。

(4) 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。